平成２２年（フ）第５７９号
栃木県宇都宮市御幸本町4872番地75　ハイツ登美202号室
債務者　志田　律子
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第９３５号
静岡県藤枝市高岡３丁目24―５　イエローハイツ102号室、住民票上の住所静岡県焼津市坂本1011番地の３
債務者　山下　滋広
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午後２時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３８１号
静岡市葵区西門町３番３号　ヴァンカトル402
債務者　勝間田ジャニュアリー
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４３０号
静岡市駿河区丸子２丁目15番Ｊ４―406号、旧住所静岡市駿河区丸子芹が谷町10番15号生田目アパート102号
債務者　牧野　修也
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０７０号
横浜市南区井土ケ谷中町162番地２　横浜南ガーデン810号
債務者　及川　育男
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９０５号
東京都町田市成瀬1152番地２都営成瀬４―205
債務者　加藤　　昌
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９０６号
東京都町田市成瀬1152番地２都営成瀬４―205
債務者　加藤　　正
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９３７号
東京都立川市錦町４丁目７番１号
債務者　渡貫　博司
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９５７号
東京都大田区東馬込１丁目６番１―403号
債務者　近藤由美子
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９６３号
東京都昭島市玉川町３丁目28番15号
債務者　竺原きく子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９９０号
東京都八王子市北野町534番地５ハイツ東山Ｂ棟208号
債務者　大沢　良彦
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１００９号
東京都江戸川区春江町２―46―18―210号、住民票上の住所千葉県市川市相之川３丁目15番２―102号　エクセルＴ
債務者　氏家　義夫
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１０３４号
東京都調布市下石原１丁目28番地１ベアコーポＢ―107
債務者　添田　慎吾
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１０７９号
東京都武蔵野市緑町２丁目６番６―406号武蔵野緑町２丁目第３アパート
債務者　高橋　則子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１０８９号
東京都日野市東豊田４丁目31番地の15
債務者　岸中　尊憲
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部